

住民税非課税世帯を対象とした 産科受診等支援事業

低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るため、初回産科受診料の補助を行い、市が医療機関と連携して支援を行います。

1. 対象者

受診時に綾部市民で以下の全てに該当する人

- ① 住民税非課税世帯で、出産を希望する妊婦
- ② 妊娠から出産、育児まで切れ目ない支援を行うため、受診した医療機関と市が連携して支援を行うことに同意する妊婦

※令和5年4月1日以降初回受診された方に限ります

2. 補助内容

初回産科受診料の補助金額 上限 10,000 円

※支払い額が、1万円を下回った場合は、支払い額を補助

※1回の妊娠につき1回限りの給付です

3. 申請の流れ

- ① 医療機関を受診し、初回受診料を支払い、領収書・明細書を受け取ります。
- ② 必要な書類（下記）を揃えて、保健推進課へ提出してください。
- ③ 後日、市から決定通知書が届きます。指定の振込口座へ補助金が振り込まれますので、通帳等をご確認ください。
- ④ 市から医療機関へ申請者の情報提供を行い、医療機関と連携して支援を行います。

4. 申請に必要な書類等

- ① 申請書（市のホームページからダウンロードできます）
- ② 初回産科受診に要した費用に係る「領収書」及び「診療明細書」の原本
- ③ 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等の写し）
- ④ 受診料支払いのための金融機関振込先が確認できるもの（通帳等の写し）
- ⑤ 印鑑

【問い合わせ先】

綾部市福祉保健部保健推進課 母子保健担当

京都府綾部市青野町東馬場下15番地の6（綾部市保健福祉センター内）

電話：0773-42-0111 FAX：0773-42-5488

E-mail：hokensuisin@city.ayabe.lg.jp

